

千代田区立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則

千代田区立学校における学校運営協議会に関する規則（平成28年2月23日教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定め、もって、地域の住民及び保護者等（以下「地域住民等」という。）の千代田区立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の運営への主体的な参画を促し、地域及び保護者に関かれ、支えられる学校づくりを進めるとともに、学校運営の改善を果たす仕組みを確立することを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 千代田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、<u>すべての小・中学校に学校運営協議会を置くことができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 協議会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次条第1項に規定する承認を行うこと。</p> <p>(2) 当該<u>対象</u>学校の運営に関し、教育委員会又は校長に対して、意見を述べること。</p> <p>(3) 当該<u>対象</u>学校の運営状況について毎年度評価を行うこと。</p> <p>(学校運営の基本的な方針の決定)</p> <p>第4条 <u>対象</u>学校の校長は、次の各号に掲げる当該<u>対象</u>学校の運営に関する事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 学校経営方針に関すること。</p> <p>(2) 教育課程の編成に関すること。</p> <p>(3) 予算の執行計画に関すること。</p> <p>(4) その他、校長が必要と認める事項</p> <p>2 <u>対象</u>学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。</p> <p>(協議会の責務)</p> <p>第5条 協議会は、当該<u>対象</u>学校と地域住民等との双方向の信頼関係を深め、学校支援の充実を図ることで地域に根ざした教育の機会を提供し、学校運営の改善を果たす計画・実施・評価・改善のサイクルを確立することで、当該<u>対象</u>学校と共に児童及び生徒の豊かな学びと育ちの創造を図ることに努めなければならない。</p> <p>(組織)</p> <p>第6条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから、<u>対象</u>学校ごとに教育委員会が任命する委員を<u>原則10名程度</u>（当該<u>対象</u>学校が中学校である場合にあつては、15名<u>程度</u>）をもって組織する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定め、もって、地域の住民及び保護者等（以下「地域住民等」という。）の千代田区立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の運営への主体的な参画を促し、地域及び保護者に関かれ、支えられる学校づくりを進めるとともに、学校運営の改善を果たす仕組みを確立することを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 千代田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会の設置校を指定することができる。</p> <p>2 指定の期間は2年とし、再指定することができる。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 協議会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次条第1項に規定する承認を行うこと。</p> <p>(2) 当該指定学校の運営に関し、教育委員会又は校長に対して、意見を述べること。</p> <p>(3) 当該指定学校の運営状況について毎年度評価を行うこと。</p> <p>(学校運営の基本的な方針の決定)</p> <p>第4条 指定学校の校長は、次の各号に掲げる当該指定学校の運営に関する事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 学校経営方針に関すること。</p> <p>(2) 教育課程の編成に関すること。</p> <p>(3) 予算の執行計画に関すること。</p> <p>(4) その他、校長が必要と認める事項</p> <p>2 指定学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。</p> <p>(協議会の責務)</p> <p>第5条 協議会は、当該指定学校と地域住民等との双方向の信頼関係を深め、学校支援の充実を図ることで地域に根ざした教育の機会を提供し、学校運営の改善を果たす計画・実施・評価・改善のサイクルを確立することで、当該指定学校と共に児童及び生徒の豊かな学びと育ちの創造を図ることに努めなければならない。</p> <p>(組織)</p> <p>第6条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから、指定学校ごとに教育委員会が任命する委員10名以内（当該指定学校が中学校である場合にあつては、15名以内）をもって組織する。</p>

<p>(1) 当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者</p> <p>(2) 当該対象学校の所在する地域の住民</p> <p>(3) 当該対象学校の学校関係者</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 当該対象学校の校長</p> <p>(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者</p> <p>(委員)</p>	<p>(1) 当該指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者</p> <p>(2) 当該指定学校の所在する地域の住民</p> <p>(3) 当該指定学校の学校関係者</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 当該指定学校の校長</p> <p>(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者</p> <p>(委員)</p>
<p>第7条 協議会の委員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤の職の職員とする。</p> <p>2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。</p> <p>4 委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当初に定めた任期にかかわらず、その職を免ずることができる。</p> <p>(1) 前項に違反した場合</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>(3) 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合</p> <p>(代表及び副代表)</p>	<p>第7条 協議会の委員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤の職の職員とする。</p> <p>2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。</p> <p>4 委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当初に定めた任期にかかわらず、その職を免ずることができる。</p> <p>(1) 前項に違反した場合</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>(3) 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合</p> <p>(代表及び副代表)</p>
<p>第8条 協議会に、代表及び副代表を置く。</p> <p>2 代表は委員の互選により選任し、副代表は代表が指名する。ただし、当該対象学校の校長その他の教職員を代表又は副代表に選任することはできない。</p> <p>3 代表は、会務を総理する。</p> <p>4 副代表は代表を補佐し、代表に事故があるときは代表の職務を代理し、代表が欠けたときは代表の職務を行う。</p> <p>5 代表及び副代表の任期は、1年とし、再任を妨げない。</p> <p>(会議)</p>	<p>第8条 協議会に、代表及び副代表を置く。</p> <p>2 代表は委員の互選により選任し、副代表は代表が指名する。ただし、当該指定学校の校長その他の教職員を代表又は副代表に選任することはできない。</p> <p>3 代表は、会務を総理する。</p> <p>4 副代表は代表を補佐し、代表に事故があるときは代表の職務を代理し、代表が欠けたときは代表の職務を行う。</p> <p>5 代表及び副代表の任期は、1年とし、再任を妨げない。</p> <p>(会議)</p>
<p>第9条 協議会は、代表が招集する。</p> <p>2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは代表の決するところによる。</p> <p>4 代表は、必要があるときは、当該対象学校の校長その他の教職員から報告及び説明を求めることができる。</p> <p>5 代表は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。</p> <p>(会議の公開)</p>	<p>第9条 協議会は、代表が招集する。</p> <p>2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは代表の決するところによる。</p> <p>4 代表は、必要があるときは、当該指定学校の校長その他の教職員から報告及び説明を求めることができる。</p> <p>5 代表は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。</p> <p>(会議の公開)</p>
<p>第10条 協議会の会議は原則として公開とする。ただし、個人情報を含む場合その他公開することが適当でないと協議会が判断した場合は、非公開とすることができる。</p> <p>(運営への参画等)</p>	<p>第10条 協議会の会議は原則として公開とする。ただし、個人情報を含む場合その他公開することが適当でないと協議会が判断した場合は、非公開とすることができる。</p> <p>(運営への参画等)</p>
<p>第11条 協議会は、当該対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。</p>	<p>第11条 協議会は、当該指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。</p>

<p><u>(削除)</u></p> <p>(委任) 第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会教育長が定める。</p>	<p>(指定の取消し) 第12条 教育委員会は、協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、第2条の指定を取り消すものとする。</p> <p>(委任) 第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会教育長が定める。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。